



ラムサール条約について



令和2年2月20日(木)

環境省新潟事務所

佐藤 直人

撮影：佐藤安男氏

ラムサール条約とは？

● 正式名称

Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

● 目的

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息する動植物の保全と、その適正な利用（ワイズ・ユース）の促進

● 採択

1971年2月2日（イラン・ラムサール）

● 発効

1975年

● 締約国数

170

● 特徴

50年の歴史を有する環境条約の先駆け

事務局はIUCN（スイス・グラン）

IUCN等国際NGOが作成団体の一つ

日本は1980年に加盟



ラムサール条約湿地

() 内は国内

● 箇所数

2,341
(52)

● 総面積

約2億5249
ha

(約15万 ha)

(2019.10.現在)

湿地とは？



「湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（海水）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む。」
(条約第1条1)



湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水池、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁など様々

湿地の恵み



湿地は、人々の暮らしに様々な恵みを提供している

湿地の経済的価値

環境省では、平成25年度に、国内の湿地のうち湿原（110,325ha）及び干潟（49,165ha）が有する経済的な価値を評価

干潟の生態系サービスの経済価値評価結果

生態系サービス		評価額(／年)	原単位(／ha／年)
供給サービス	食料	約907億円	約185万円
調整サービス	水質浄化	約2,963億円	約603万円
生息・生育地サービス	生息・生育環境の提供	約2,188億円	約445万円
文化的サービス	レクリエーションや環境教育	約45億円	約9.1万円

湿原の生態系サービスの経済価値試算結果

生態系サービス		評価額(／年)	原単位(／ha／年)
調整サービス	気候調整（二酸化炭素の吸収）	約31億円	高層湿原：約1.4万円 中間湿原：約2.2万円 低層湿原：約3.1万円
	気候調整（炭素蓄積）	約986億円～約1,418億円	高層湿原：約250万円 中間湿原：約154万円～約177万円 低層湿原：約58万円～約105万円
	水量調整	約645億円	約59万円
	水質浄化（窒素の吸収）	約3,779億円	約343万円
生息・生育地サービス	生息・生育環境の提供	約1,800億円	約163万円
文化的サービス	自然景観の保全	約1,044億円	約95万円
	レクリエーションや環境教育	約106億円～約994億円	約9.6万円～約90万円

引用：重要湿地パンフレット（環境省）



湿原は年間約8,391億円～9,711億円、干潟は年間約6,103億円の価値

※評価額を単純に合計した数値 5

我が国におけるラムサール条約湿地の要件



- ① 国際的に重要な湿地であること。
(ラムサール条約の下での基準に該当していること)
- ② 国の法律（自然公園法、鳥獣保護管理法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること。
- ③ 地元自治体などから登録への賛意が得られること。



国際的に重要な湿地を特定するための9つの基準

- 基準 1. 各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地
- 基準 2. 国際的に絶滅のおそれのある種又は生態学的群集の生存にとって重要だと考えられる湿地
- 基準 3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地
- 基準 4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
- 基準 5. 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準 6. 水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地
- 基準 7. 固有な魚類の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地
- 基準 8. 魚類の重要な食物源であり又は産卵場、稚魚の育成場である湿地
- 基準 9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地（基準9はCOP9(2005)で追加された）

重要湿地500、ラムサール潜在候補地

重要湿地500（平成13年選定、平成26年見直し）

- ・ 生物多様性の保全の観点から**重要な湿地の保全**が目的
- ・ 保護区の設定や開発案件における**保全上の配慮を促す基礎資料**として活用
- ・ 平成13年 500湿地 → 平成26年 633湿地

ラムサール潜在候補地（平成22年選定）

- ・ ラムサール条約湿地としての国際基準を満たすと認められる湿地（潜在候補地）を**全国から172ヶ所選定**
- ・ 潜在候補地の内、地元自治体等から登録への賛意が得られ、国内法による保護担保措置が整ったものから順次登録を検討

日本のラムサール条約湿地



登録湿地数 52箇所
総面積 154,696 ha

Ramsar Sites in Japan

Mudflat (干潟)
Hizen Kashima-higata



Lake (湖)
Hinuma



Intermediate Moor (中間湿原)
Yoshigadaira Wetlands



Mudflat (干潟)
Higashiyoka-higata



Ramsar Sites in Japan

Salt Marsh (塩性湿地)
Furen-ko and Shunkuni-tai



Lake (湖)
Mikata-goko



High Moor (高層湿原)
Uryunuma-shitsugen



Ramsar Sites in Japan

Coral Reef (サンゴ礁)
Kushima Coral Communities



Tidal flat (干潟)
Arao-higata

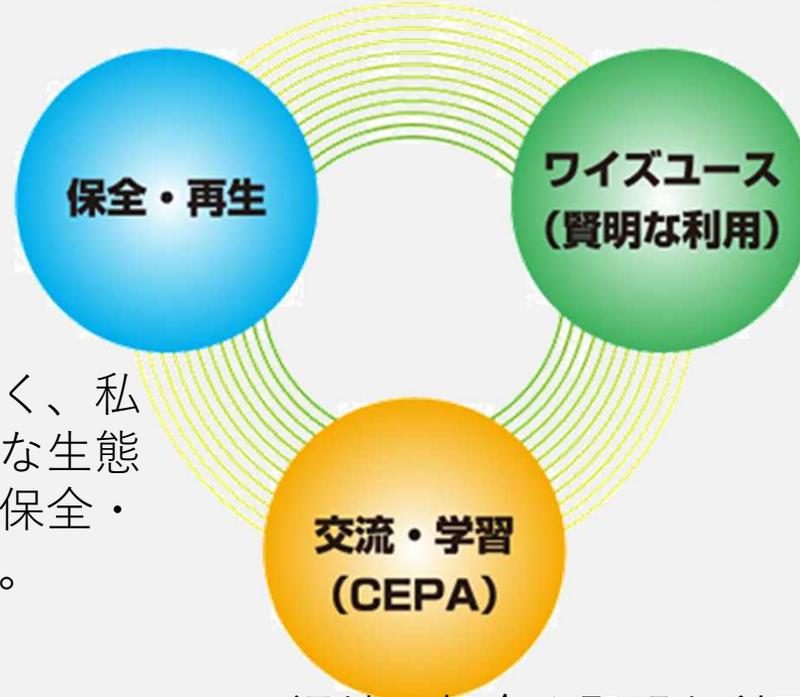


Paddy Field (水田)
Lower Maruyama River and surrounding
rice paddies



ラムサール条約の3本の柱

地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用（Wise Use: ワイズユース）」を提唱しています。「賢明な利用」とは、**湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用**することです。



水鳥の生息地だけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

湿地の保全や賢明な利用のために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発（CEPA：Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness）を進めることを大切にしています。

ワイズユースとは

湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを
持続的に活用すること



各地の文化や伝統的な営み



ラムサール条約が目指すウィズユースとは

文化、伝統的な営みが持つ魅力・価値の再発見



地域振興・活性化



将来にわたって人と自然が共生する社会

ラムサール条約の役割

持続可能な開発目標（SDGs）の達成



愛知目標の達成



湿地の保全と賢明な利用



地球温暖化(パリ協定)への適応



防災・減災 (Eco-DRR)

生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)

Eco-DRR(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)

生態系の保全と再生、持続的な管理を行うことを通じて、自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減する。



生態系を活用した防災・減災に関する考え方
(平成28年2月・環境省)

越後平野のラムサール条約湿地



- | |
|----------|
| 1 福島潟 |
| 2 内沼潟 |
| 3 十二潟 |
| 4 松浜の池 |
| 5 じゅんさい池 |
| 6 鳥屋野潟 |
| 7 清五郎潟 |
| 8 北山池 |
| 9 六郷ノ池 |
| 10 北上の池 |
| 11 佐潟 |
| 12 御手洗潟 |
| 13 ドンチ池 |
| 14 金巻の池 |
| 15 上堰潟 |
| 16 仁箇堤 |
| 17 瓢湖 |

□ ラムサール条約湿地 □ 潜在候補地

※信濃川および阿賀野川の下流域（新潟市、長岡市）：重要湿地500

越後平野のラムサール条約湿地

佐潟 Sakata

登録：1996年3月

面積：76 ha

湿地のタイプ：淡水湖

保護の制度：国指定鳥獣保護区・国定公園
特別地域

登録基準：3, 5, 6 (コハクチョウ、ガ
ンカモ類)



写真：佐藤安男氏



越後平野のラムサール条約湿地

瓢湖 Hyo-ko

登録：2008年10月

面積：24 ha

湿地のタイプ：貯水池、ため池

保護の制度：国指定鳥獣保護区特別保護地区

登録基準：2，6（コハクチョウ、ガンカモ類）



写真：佐藤巖氏

ラムサール条約湿地自治体都市認証

- ・ COP10（2008）の決議（xii）に基づき、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等に関する国際基準に該当する自治体に対して認証を行うもの
- ・ 自治体のブランド化、及び地域における湿地の保全や賢明な利用の推進を図ることが目的
- ・ COP13（2018）において18都市が認証

COP13認証都市

中国：湘南省常德市、江蘇省蘇州市常熟市、山東省東營市、黒竜江省ハルビン市、湘南省海口市、寧夏回族自治区銀川市

フランス：Amiens, Courteranges, Pont Audemer, Saint Omer

ハンガリー：Lakes by Tata

韓国：慶尚南道昌寧郡、江原道麟蹄郡、済州島済州市、全羅南道順天市

マダガスカル：Mitsinjo

スリランカ：Colombo

チュニジア：Ghar el Melh

COP13での湿地都市認定証授与式



WWFウェブサイトより

➡ 2019年10月、COP14（2021）における認証に向けた応募手続き開始

ラムサール条約湿地自治体都市認証

申請できる主体

都道府県、市町村

※ラムサール条約湿地もしくは重要な湿地が位置するもしくは隣接する自治体

※複数の都道府県、市町村による申請も可

有効期間

認証から6年間。その後も基準への該当を確認できた場合、更新。

要件

- ・定められた国際基準について、原則すべてを満たすこと
- ・満たせない基準がある場合、今後6年間に基準を満たすための計画を記入すること

グループA 湿地の保全及び賢明な利用の実現に基づく基準

A1	自治体の行政区分に完全にまたは部分的にラムサール条約湿地がある。（A1・A2はどちらかに該当）
A2	自治体の行政区分に完全にまたは部分的にそのほかの重要な湿地がある。（A1・A2はどちらかに該当）
A3	湿地の劣化及び損失を防ぐ国及び又は地域の政策・法的措置・計画等がある。
A4	都市の基盤を形成する要素として湿地を復元・創造した事例がある（洪水の制御、気候緩和、水質向上、レクリエーションの提供など）。
A5	自治体の空間計画及び統合的な都市管理において、湿地の重要性が考慮されている。
A6	地域社会の湿地の計画・管理に関与・参加している。
A7	湿地に関する環境教育や情報配信、学校教育への導入等を通じて、湿地の価値に対する社会の意識を醸成し、湿地の賢明な利用を奨励している。
A8	世界湿地の日（2月2日）前後でのイベントの実施を促進している。
A9	地域における湿地の保全や賢明な利用の支援・推進をする地域関係者や利害関係者、有識者等による委員会等の組織がある。

グループB 相補的なアプローチ

B1	水質及び公衆衛生基準を満たしている。
B2	湿地の恩恵（供給・調整・文化・基盤サービス）が認識され、自治体の計画及び政策決定において考慮されている。
B3	地域社会が湿地の賢明な利用に関わり、湿地の恵みを楽しんでいる。